

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会資格取得支援制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の資格取得支援制度の実施に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「資格取得支援制度」とは、受験・取得・保有することを奨励する公的資格・免許など、本会が認定した資格（以下「対象資格」という。）について取得及び更新にかかる費用（以下「取得費用等」という。）を本会が助成する制度をいう。

(対象資格)

第3条 資格取得支援制度の対象資格は、業務遂行上法令等の定めにより設置を義務づけられている資格並びに業務遂行上法令等の定めはないが、取得による効果が期待できる資格など別表のとおり定める。

(支援対象範囲)

第4条 資格取得支援制度の適用を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、取得しようとする対象資格に係る業務に従事しているなど勤続1年以上の常勤職員で、今後も継続して従事することが出来ると見込まれる者で本会会長が認めた者とする。

(取得費用等助成の取扱い)

第5条 前条に定める取得費用等助成の取扱いは別表のとおりとする。なお、公的資格の受験日等が本会の所定労働日にあたる場合は、特別休暇とする。ただし、対象資格につき1回とする。

(申請)

第6条 資格取得支援制度の適用を受けようとする者は、合格又は資格の取得から1か月以内に所定の様式に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

- (1) 資格試験の合格証又は登録証等の写
- (2) 資格試験の受験料の領収証
- (3) 講習等の受講料、教材費等の領収証

(条項違反)

第7条 この規程の各条項に違反して資格取得費用の助成を受けた場合、助成を受けた者は速やかに本会にその全額を返還しなければならない。

(対象資格の見直し)

第8条 資格取得支援制度の対象資格について、必要に応じ見直しを行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条・第6条関係）

No.	資格名	対象者	職務免除	経費取扱い
1	社会福祉士	正規職員・嘱託職員・臨時職員のうち受講を希望する者	資格取得に係るスクリングは特別休暇	おおむね受講料等の1/2を限度とする。（上限10万円）
2	精神保健福祉士			
3	介護福祉士	介護保険事業所対象職員	初回受験者に限り、試験日、研修日（対策セミナー・筆記・実技及び介護技術講習）が職務にあたる場合は、職務を免除する。 *模擬試験は対象外	おおむね受講料等の1/2を限度とする。（上限5万円）
4	介護支援専門員		初回受験者に限り、試験日、研修日が職務にあたる場合は、職務を免除する。 *模擬試験・準備講習は対象外	
5	社会福祉主事	資格を取得することが業務遂行上必要と認められる者	資格取得に係るスクリングは特別休暇	
6	主任介護支援専門員			
7	介護支援専門員更新研修（実務従事者基礎研修、介護支援専門員研修Ⅰ・Ⅱ、介護支援専門員更新研修）	介護保険事業所対象職員	研修日全て職務を免除する	全額法人負担（含む更新手数料）

8	サービス管理責任者	資格を取得することが業務遂行上必要と認められる者	研修日全て職務を免除する	全額法人負担
9	相談支援専門員			
10	衛生管理者 (第一種・第二種)		事前研修、スクーリングは業務として取扱う	受講に係る事前研修、受講料等法人負担
11	防火管理者	施設管理上必要となる職員	研修は業務として取扱う	資格取得に必要な費用は法人負担
12	危険物取扱者 (甲・乙・丙)			資格取得に必要な費用は法人負担 (含む更新手数料)
13	安全運転管理者			
14	放課後児童支援員	児童センター・館 対象職員	研修日全て職務を免除する	全額法人負担
15	社会福祉会計簿 記認定試験 (初級・中級・上級)	資格を取得することが業務遂行上必要と認められる者	初回受験者に限り、試験日、 研修日が職務にあたる場合は、 職務を免除する。 * 入門講座は対象外	受験料のみ法人負担
16	その他会長が認めた資格等	その他会長が認めた者	その他会長が認めたもの	

